

令和7年度 認証保育所・認可外保育施設の保育料助成について（ご案内）

新宿区は、認証保育所・認可外保育施設（認証保育所を除く、一定の要件を満たす施設が対象）を利用する際の保育料の一部を助成しています。

（認可外保育施設（認証保育所を除く、一定の要件を満たす施設が対象）に通うお子さんについては、認可保育園等・認証保育所の入園が不承諾となった入園を待機する間が助成対象期間です。）

*** 申請は年度ごとに必要です。前年度から引続き在籍する場合でも、必ず申請してください。**

目次

1. 制度概要	1ページ
2. 施設・年齢別の補助条件	2～4ページ
3. 提出書類について	5～6ページ
4. 助成額について	7ページ
5. 申請の方法と期限・支払日	8ページ
6. Q&A	9～13ページ
7. 申請書記入例	14ページ
8. 提出書類チェックリスト	15ページ

1. 制度概要

本助成金制度は、以下の(1)助成対象施設に通うお子さんと、(2)に該当する方が対象です。

(1) 助成対象施設

認証保育所：東京都内に所在する、全ての認証保育所

認可外保育施設：東京都などが定める、認可外保育施設指導監督基準を満たしている旨の証明書の発行を受けた、東京都内に所在する施設

(2) 助成対象者

認証保育所：以下の～の要件全てに該当する方

認可外保育施設：以下の～の要件全てに該当する方（4～8月分）

以下の～の要件全てに該当する方（9～3月分）

助成を受ける月の初日時点で新宿区民であること。

助成を受ける月の初日時点で月極48時間以上の契約・利用をしていること。

（休園している月や月途中入退所などで日割りの保育料を支払った月は対象外です。）

他の認可保育所、認定こども園、幼稚園、居宅訪問型保育事業等を利用していないこと。

令和7年度新宿区育児休業復帰支援事業を利用していないこと。

保育の必要性が確認できること。

3～5歳児クラス、0～2歳児クラス（住民税非課税世帯）は、施設等利用給付認定を受けていること。

（施設等利用給付認定を受けた月から助成対象です。）

月極の保育料を支払っていること。

入園を申し込んでいる、空きのある新宿区内の認可保育園等・認証保育所が、1園以上あり続けること。

認可保育園等の利用調整の対象であること。

認可保育園等・認証保育所の入園申し込みが不承諾となり、(1)の助成対象施設を利用していること。

申し込んだ認可保育園等・認証保育所の入園内定を辞退しないこと。

（内定した場合、内定した入園月以降、令和7年8月分までは助成対象外です。）

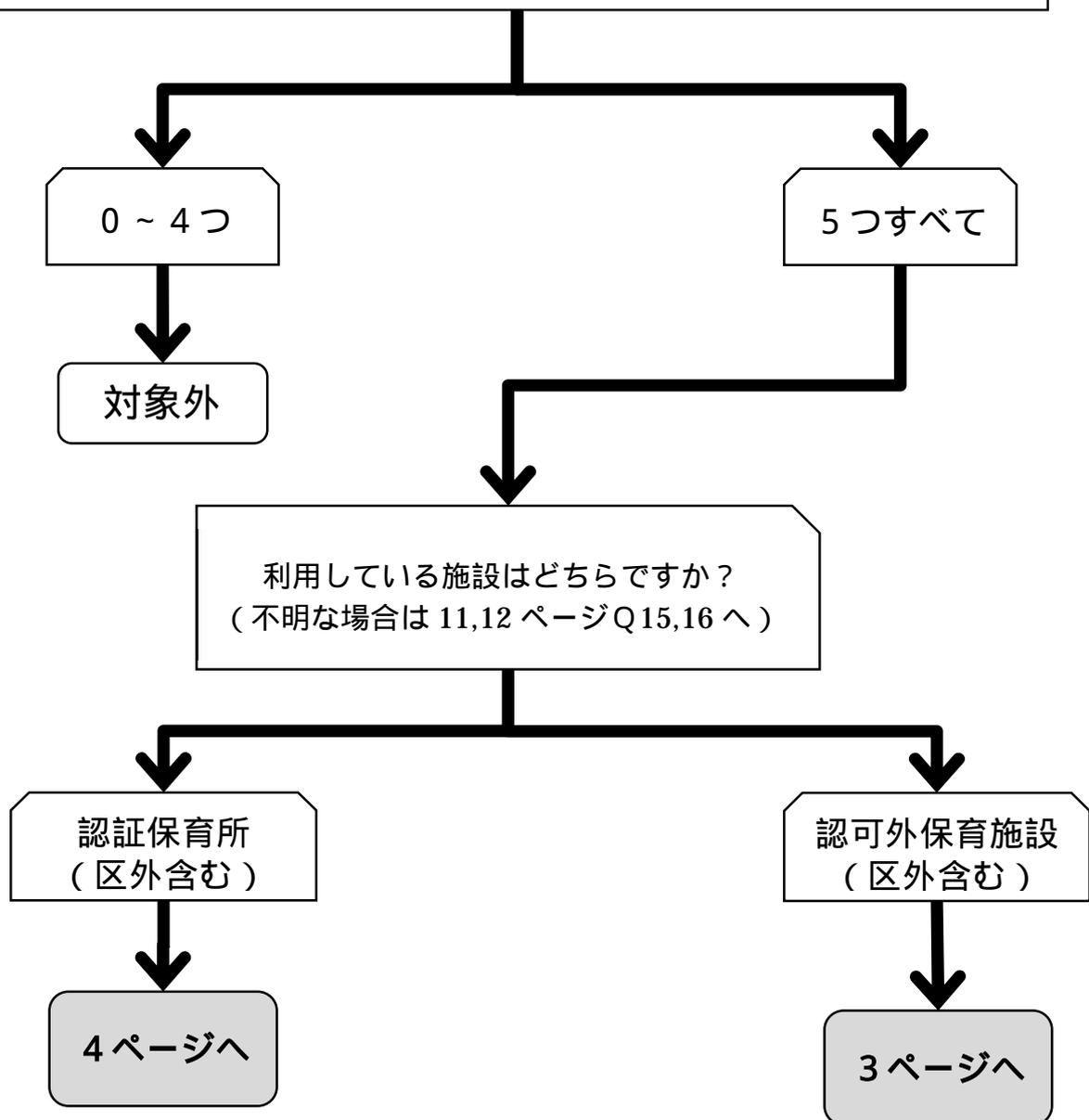
2. 施設・年齢別の補助条件

以下のフローチャートに沿って4ページまで進んでください。

以下の条件のうち、該当するものに✓をいれてください。

- 助成を受ける月の初日時点で新宿区民である
- 助成を受ける月の初日時点で月極48時間以上の契約・利用をしている(休園している月や月途中入退所などで日割りの保育料を支払った月は対象外)
- 他の認可保育所、認定こども園、幼稚園、居宅訪問型保育事業等を利用していない
- 令和7年度新宿区育児休業復帰支援事業を利用していない
(新宿区育児休業復帰支援事業については、9ページQ2へ)
- 月極の保育料を支払っている

いくつ✓がつけましたか？



認可外保育施設（区外含む）
を利用している

利用している施設は東京都等から指導監督
基準を満たす旨の証明書が出ていますか？
（確認方法は 12 ページ Q16 へ）

はい

いいえ

9 ~ 3 月分

4 ~ 8 月分

対象外

以下の条件のうち、該当するものに✓をいれてください。

空きのある新宿区認可保育所等もしくは新宿区内の
認証保育所に 1 園以上入園を申し込み続けている
（詳しくは 12,13 ページの Q18,19 へ）

申し込み先が認可保育所等：利用調整（入園可否の審査）の対象である
申し込み先が認証保育所：そのままチェックを入れてください。
認可保育所等・認証保育所の入園申し込みが不承諾となり、助成対象施設
を利用している

申し込んだ認可保育所等・認証保育所の入園内定を辞退しない
（内定した場合、内定した入園月以降、令和 7 年 8 月分までは助成対象外
です。）

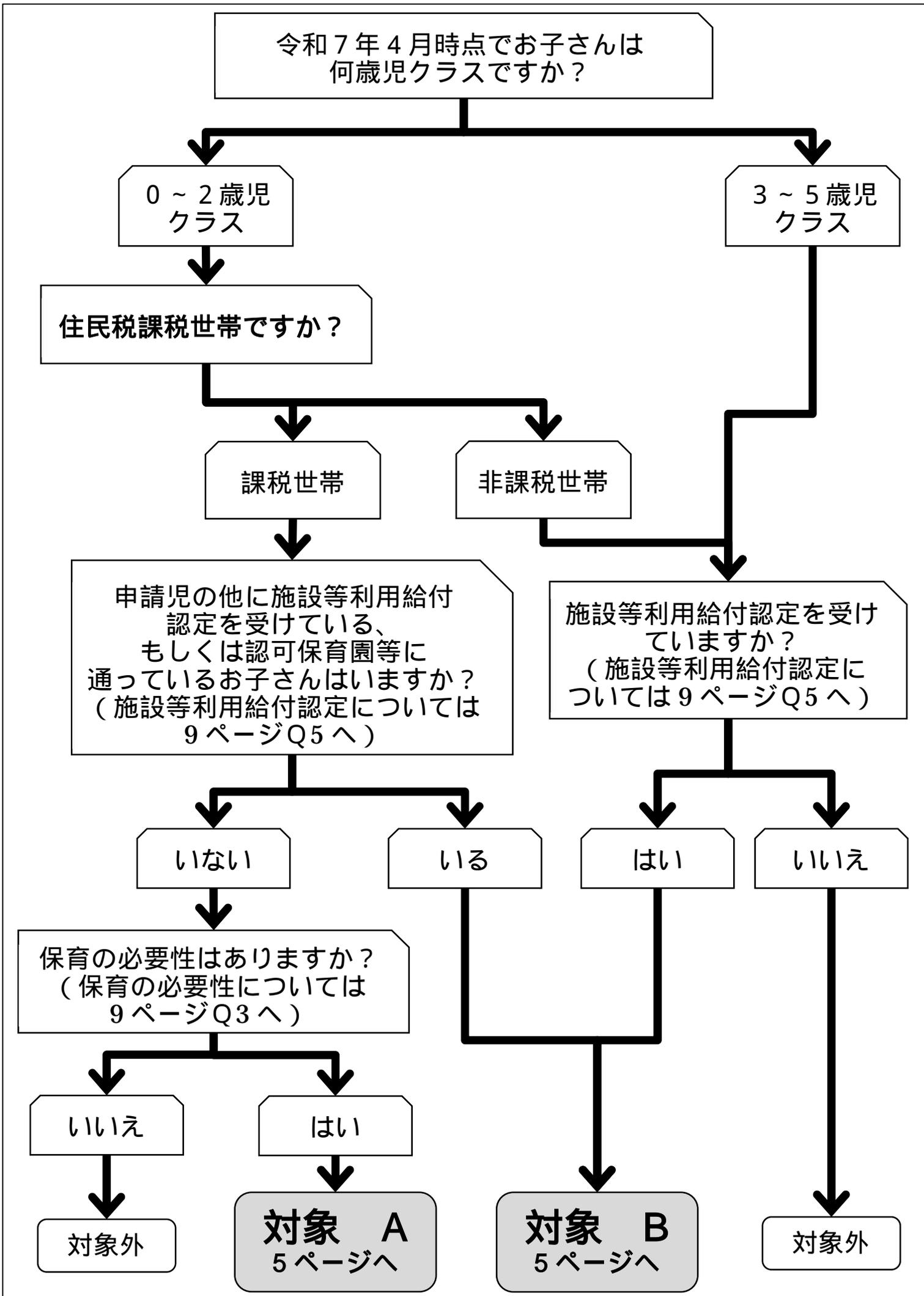
いくつ✓がつけましたか？

4 つすべて

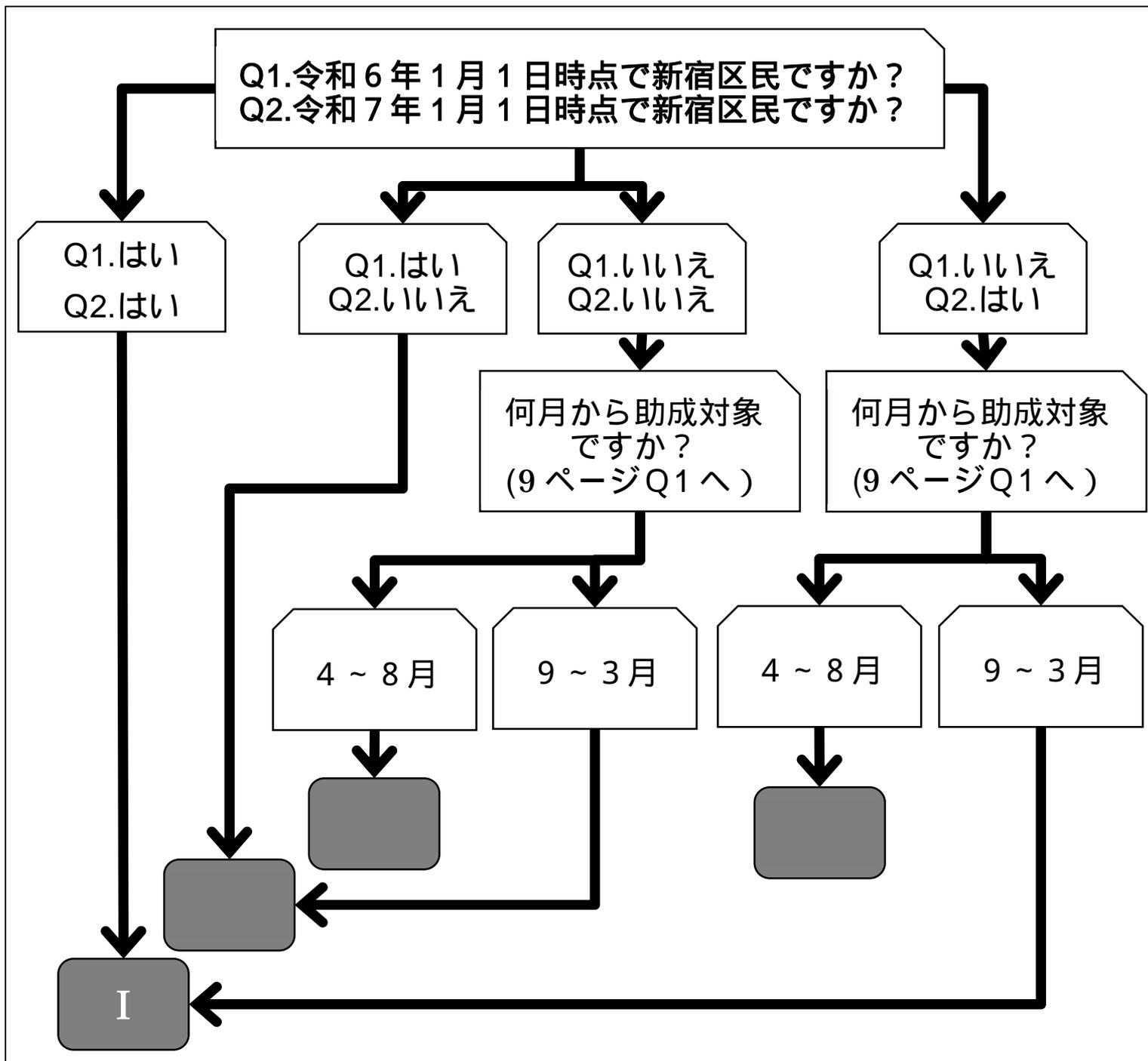
0 ~ 3 つ

4 ページへ

対象外



3. 提出書類



4ページの結果(AかB)と上図の結果(~)に応じて、以下の書類が必要です。

本助成金の申請書

保育の必要性を確認できる書類

令和6年度税額確認書類

令和7年度税額確認書類

保育受託証明書(認証保育所は不要)

~ は、保育課入園・認定係へ提出している場合は、提出不要です。

A	、	、	、	、
B	、	、	、	、

本助成金の申請書

14ページの記入例を参考に、記入してください。

下線の書類は区の様式です。新宿区のホームページ
(http://www.city.shinjuku.lg.jp/kodomo/file18_00002.html)でダウンロードできます。



保育の必要性を確認できる書類

父母それぞれのものがが必要です。

保護者の状況により、必要な書類が異なります。次の表から該当する書類をご用意ください。

保護者の状況		提出書類
雇用されている場合 (親族経営の場合は)		「就労(予定)証明書」 交代(シフト)制勤務の場合は直近2か月分の勤務(シフト)表の写しを添付
自営業(フリーランスを含む) や会社経営をしている場合、親 族経営の会社で勤務の場合		以下の全てを提出 ・「就労(予定)証明書」 ・「資格を示すもの(履歴事項全部証明書、営業許可証、開業届等の写し)」 ・「仕事の内容、仕事量がわかるもの(パンフレット、会社のホームページや受注表等の写し)」 ・「仕事の実績がわかるもの(源泉徴収票や就労者の確定申告書(控)の写し等)」
育児休業取得中の場合		「就労(予定)証明書」を復職後に提出 原則、認定開始月の末日までの復職が条件です(やむを得ない場合は翌月1日まで)。 育児短時間等を取得した場合(取得予定含む)は、「就労(予定)証明書」にその時間を記入
求職活動中 (起業準備を 含む)の場合	就労 内定	「就労(予定)証明書」 仕事が内定している場合は「就労(予定)証明書」を提出。なお、就労を始めた場合は、原則として ひと月分以上の実績が分かる書類(給与明細の写し等)が必要になります。
	求職活動中	「求職活動に関する申告書」、「求職活動の状況が分かる書類(ハローワークカードの写し等)」
出産前後の場合		「母子健康手帳(表紙と出産予定日のページ)の写し」
病気や心身に障害が ある場合		「診断書(保護者用)」、「障害者手帳の写し」、「愛の手帳の写し」、「通所の状況を確認できる書類」 等、保育を必要とする状況を証明するもの
介護(付き添い)の場合		「診断書(介護要件用)」、「介護・看護に関する申告書」、「介護・看護が必要な状況がわかる書類(ケ アプラン等)」 介護の理由が身体障害の場合は、「身体障害者手帳の写し」や「愛の手帳の写し」も提出 介護認定を受けている場合は、「介護保険被保険者証の写し」、「ケアプラン(介護サービス計画 書)」の写しをご提出ください。
就学の場合		「在学証明書」、「時間割表(カリキュラム表)」、「学校のパンフレット類」等

令和6年度、令和7年度税額確認書類

父母それぞれのものがが必要です。

以下の場合、提出を省略できます。

- (1)きょうだいについて、令和7年度の助成金申請で既に税額確認書類を提出している場合
- (2)令和6年1月1日現在、新宿区外が住所登録地だった方のうち、令和6年度の助成金申請時に令和6年度税額確認書類を提出した場合

保育受託証明書

新宿区様式にて、園に発行を依頼してください。

* その他

0～2歳児クラス・第2子以降の場合で、扶養している子どもに住民票上、別世帯の子どもがいる場合はご連絡ください。

4. 助成額について

以下の(1)、(2)のいずれか小さい金額が助成額になります。

(1)- 0～2歳児クラス・第1子の課税世帯の場合(4～8月分)

認証保育所・認可外保育施設保育料(入園料や延長保育料等を除く)と認可保育園等保育料との差額

* 計算式 (認証保育所・認可外保育施設保育料 - 認可保育園等保育料)

(1)- 0～2歳児クラス・第2子以降の課税世帯の場合

0～2歳児クラス・第1子の課税世帯の場合(9～3月分)

認証保育所・認可外保育施設保育料(入園料や延長保育料等を除く)

(1)- 0～2歳児クラスの非課税世帯及び3～5歳児クラスの場合

認証保育所・認可外保育施設保育料(入園料や延長保育料等を除く)と施設等利用費との差額

* 計算式 (認証保育所・認可外保育施設保育料 - 施設等利用費)

施設等利用費は、0～2歳児クラスは4.2万円、3～5歳児クラスは3.7万円

(2)下表の助成金額

クラス	保育の必要性	施設等利用給付認定	何番目の子か	住民税所得割	助成金額/月	
0～2歳児	あり	対象外	第1子	課税	4～8月	4万円
			第2子以降		9～3月	8万円
		あり	第1子	非課税	4～8月	2.5万円
			第2子以降		9～3月	3.8万円
3～5歳児	あり	あり	第1子	問わない	4～8月	2万円
			第2子以降		9～3月	4万円

参考 計算欄

A 認証保育所・認可外保育施設の保育料(通われている園の月極保育料)・・・(円)

B 認可保育園等保育料(10ページのQ7をご確認ください)・・・(円)

C 施設等利用費・・・(0～2歳児クラスの非課税世帯は 42,000円 3～5歳児クラスは 37,000円)

D 助成金額(上記(2)の表をご確認ください)・・・(円)

A (円) - B (円) - C (円) = E (円)

DとEの小さい額 F (円)

助成額は月額 F (円)です。

例:1歳児クラスの第1子のお子さんで、園に82,000円の保育料を支払っている。

世帯の区民税所得割額が、令和6年度は36万円、令和7年度は32万円の場合

A・・・82,000円 B・・・4月～8月 : D18 43,400円、9月～3月 : 0円

C・・・4月～8月 : 0円、9月～3月 : 0円 D・・・4月～8月 : 40,000円、9～3月 : 80,000円

4月～8月分 A(82,000円) - B(43,400円) - C(0円) = E(38,600円) D(40,000円) > E(38,600円)

9月～3月分 A(82,000円) - B(0円) - C(0円) = E(82,000円) D(80,000円) < E(82,000円)

助成額は4～8月分は 月額 38,600円 9～3月分は 月額 80,000円 になります。

5. 申請の方法と期限・支払日



(1)申請の方法

申請するお子さん1人につき、申請書を1枚提出してください。

14ページの記入例を参考に記入し、5～6ページに記載の必要書類を添付して申請してください。

書類は、新宿区子ども家庭部保育指導課給付係宛に郵送していただくか、直接お持ちください。

申請書は新宿区のホームページ(http://www.city.shinjuku.lg.jp/kodomo/file03_04_00011.html)でダウンロードできます。

(2)申請書の提出期限及び支払日

提出期限と支払日は、原則以下のとおりです。

助成開始希望月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
提出期限	6月30日(月)	9月30日(火)	1月5日(月)	3月16日(月)
交付決定・支払日	8月29日(金)	11月28日(金)	2月27日(金)	5月29日(金)

提出書類は、5～6ページを参照してください。

申請書は、1回出していただければ、年度内は再度提出いただく必要はありません。

ただし、退所後に再入園又は他の認証保育所(認可外保育施設)に入所した場合は、再度申請が必要です。

提出期限

助成開始を希望する月によって期限が異なります。(令和8年1～3月分は3月16日(月))

提出期限までに、**申請書が保育指導課給付係に到達したものが対象です。**

なお、**郵送の未着等の責任は負いかねます**ので、あらかじめご了承ください。

審査結果(交付決定もしくは不交付決定)については、申請者全員に通知します。

期限に間に合わない場合には、必ず事前に保育指導課給付係にご連絡ください。

支払いについて

支払日に、申請書に記入された口座に振り込みます。

別途、請求は不要です。

保育の必要性の事由に変更等があった場合

転職等により、保育の必要性の事由に変更があるとき、また、退職等により保育の必要性の事由に該当しなくなったときは、**速やかにご連絡ください。**

助成金を支払った後に、助成対象期間中、保育の必要性の事由に該当しなかったことがわかった場合は、**助成金を返還していただきます。**

6. Q&A

～ 制 度 全 般 ～

対象となる期間に関すること

Q 1. 助成を受けられる期間はいつからいつまでですか？

A 1. すべての要件を満たした月から、いずれかの要件を満たさなくなった月までです。

保育の必要性や施設等利用給付認定が月の途中から認められる場合でも、その月から対象になります。
また、月の途中で認められなくなった場合でも、その月まで対象となります。

対象となる要件に関すること

Q 2. 育児休業復帰支援事業とはなんですか？

A 2. 区で実施している、育児休業を1年間取得した後に復職し、保育所等へ入所するまでの間の保護者を対象に、ベビーシッターを活用した際の利用料の一部を助成する事業のことです。

Q 3. 保育の必要性とはなんですか？

A 3. ご自身で保育ができないため、保育施設にお子さんを預ける必要があることをいいます。

以下の場合、保育の必要性が認められます。

保育を必要とする事由	保育の必要性が認められる期間
就労（月48時間以上の労働が常態）	最長で就学前まで
妊娠・出産	出産月を中心に前後2か月
疾病・心身障害	療養を必要としなくなるまで
同居家族の常時介護・看護	介護を必要としなくなるまで
災害復旧活動	必要な期間
継続的な求職活動（起業準備含む）	3か月以内
就学または職業訓練	就学期間中
その他、区が特別に認める場合	必要な期間（事前にご相談ください）

* 育休期間中は原則、対象外です。下のお子さんの育休期間中でも、上のお子さんの保育の必要性が認められる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

Q 4. 就学とはどんな学校でも対象になりますか？

A 4. 学校教育法に定められた学校に在籍している必要があります。

資格試験対策の学校やいわゆる習い事（英会話教室やテニススクール等）は該当しません。

Q 5. 施設等利用給付認定とはなんですか？

A 5. 0～2歳児クラスで非課税世帯のお子さんと3～5歳児クラスのお子さんは、保育の必要性が認められると、施設等利用給付認定を受けることができます。

認定を受けると、施設等利用費（無償化の給付）として、実際に支払った保育料のうち、0～2歳児クラスの非課税世帯の場合は最大月額4.2万円、3～5歳児クラスの場合は最大月額3.7万円を受けることができます。

まだ認定を受けていない場合は、保育課入園・認定係（電話：03-5273-4527）にお問い合わせください。

また、施設等利用費を受けるには、別途、請求が必要ですので、保育指導課給付係へご請求ください。

なお、企業主導型保育事業を利用する場合、無償化の手続きは各施設にお問い合わせください。

（詳しくは「令和7年度 新宿区施設等利用費について」をご覧ください。）

Q 6.住民税所得割額は何を見ればいいですか？

A 6.住民税所得割額(区市町村住民税所得割課税額)は、以下の通知書で確認できます。

世帯にかかる区市町村住民税所得割課税額を合算してください。

ただし、「新宿区認可保育園の保育料」を算定する際の住民税額で、住宅借入金等特別控除や寄付金控除等の税額控除は控除対象外となるため、以下の通知書に記載された税額と必ずしも一致するとは限りません。

*パート等で所得税を課税されない方、所得がない方等で住民税の申告を行っていない方(控除対象配偶者の方は除きます。)については、申請前までに、対象年度の住民税の申告を行ってください。

ア 給与所得等に係る特別区民税・都民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(新宿区様式)

税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

課 税 標 準	総所得③		税 別 区 民 税	税額控除前所得割額④		
	山林所得等			税額控除額⑤		
	分離短期譲渡			所得割額⑥		
	分離長期譲渡			均等割額⑦		
	株式等の譲渡			都 民 税	税額控除前所得割額④	
	上場株式等の配当等				税額控除額⑤	
	先物取引				所得 均等	

職場を通じて6月頃に配付されます。
(住民税を給与天引きのみで支払っている場合)

特別区民税 所得割額 を参照

イ 特別区民税・都民税 税額決定・納税 通知書(新宿区様式)

算 出 所 得 割 額 等	特別区民税 変更前	特別区民税 変更後	都民税

自治体から6月頃に送付されます

所得割額 特別区民税を参照

* 住民税が未申告の場合、

8月分まで：最高額の保育料となる場合があります。

9月分から：交付を保留する場合があります。

Q 7.認可保育園等保育料はいくらですか？

A 7.【令和7年8月分まで】

世帯の方全員の住民税所得割額等の合計額によって、決定します。

また、契約時間が120時間以上の場合は、保育標準時間、120時間未満の場合は、保育短時間の保育料になります。次の表をご確認ください。

なお、以下の場合は、無料になります。

第2子以降

3~5歳児クラス

非課税世帯

また、以下の場合は、半額になります。

第1子の場合で、ひとり親世帯または障害児(者)がいる世帯、かつ住民税所得割が16万円未満の世帯

【令和7年9月分から】

すべてのお子さんが無料になります。

令和7年度 認可保育園・認定こども園(保育園機能)・事業所内保育所(土曜実施)基本保育料表

階 層 区 分	各月初日の在籍児童の属する世帯の 特別区民税の額(A階層を除く)	0歳児~2歳児	
		保育標準時間	保育短時間
		第1子	第1子
A	生活保護世帯等	0円	0円
B	特別区民税非課税	0円	0円
C1	特別区民税均等割のみ課税	1,900円	1,800円
C2	特別区民税所得割の額が次の区分にあたる世帯	1円以上5,000円未満	2,400円
C3		5,000円以上50,000円未満	3,100円
D1		50,000円以上53,000円未満	6,700円
D2		53,000円以上70,000円未満	8,300円
D3		70,000円以上86,000円未満	9,400円
D4		86,000円以上123,000円未満	15,400円
D5		123,000円以上160,000円未満	19,100円
D6		160,000円以上185,000円未満	21,500円
D7		185,000円以上210,000円未満	23,600円
D8		210,000円以上220,000円未満	25,500円
D9		220,000円以上240,000円未満	27,500円
D10		240,000円以上260,000円未満	29,200円
D11		260,000円以上270,000円未満	31,000円
D12		270,000円以上280,000円未満	32,500円
D13		280,000円以上290,000円未満	34,200円
D14		290,000円以上300,000円未満	35,700円
D15		300,000円以上310,000円未満	37,200円
D16		310,000円以上320,000円未満	38,500円
D17		320,000円以上330,000円未満	40,000円
D18		330,000円以上370,000円未満	43,400円
D19		370,000円以上400,000円未満	48,900円
D20		400,000円以上470,000円未満	53,700円
D21		470,000円以上540,000円未満	57,500円
D22		540,000円以上650,000円未満	61,800円
D23	650,000円以上760,000円未満	66,100円	
D24	760,000円以上870,000円未満	70,400円	
D25	870,000円以上	74,700円	

Q 8.海外で勤務していたので、住民税が課税されていません。認可保育園等保育料はいくらになりますか？

A 8.その時の給料額から、保育料を計算します。給料明細をご提出ください。

令和6年度課税証明書に代わるもの 令和5年1月1日から12月31日までの所得等を証明する書類

令和7年度課税証明書に代わるもの 令和6年1月1日から12月31日までの所得等を証明する書類

所得等を証明する書類が外国語で作成されている場合は、日本語訳を必ず添付してください。

助成額に関すること

Q 9.月の途中から要件を満たした場合や、月の途中で要件を満たさなくなった場合、助成額は日割りになりますか？

A 9.助成額が日割りになることはありません。月の助成額全額を支給します。

申請に関すること

Q 10.申請書は毎月出さなければなりませんか？

A 10.年度に1回出していただければ、再度提出いただく必要はありません。

ただし、退所後に再入園又は他の認証保育所（認可外保育施設）に入所した場合は、再度申請が必要です。

Q 11.締め切りを過ぎてしまうと申請できないですか？

A 11.締め切りを過ぎてしまった場合（過ぎそうな場合）は、お電話にてご相談ください。

Q 12.入園前から申請できますか？

A 12.入園が内定している場合、ご申請いただいてもかまいません。

助成は実際に入園した月から対象になります。

提出方法に関すること

Q 13.書類の提出はFAXでも可能ですか？

A 13.直接お持ちいただくか、郵送でのご提出をお願いします。

Q 14.特別出張所でも提出できますか？

A 14.特別出張所ではお受けできません。

保育指導課給付係にご提出をお願いします。

～ 認 証 保 育 所 ～ 対象施設に関すること

Q 15.認証保育所がどこか知りたいです。

A 15.東京都のホームページをご確認ください。

検索エンジンで『東京都 認証保育所一覧』と検索してください。

(<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/hoiku/ninsyo/ichiran.html>)



～ 認 可 外 保 育 施 設 ～
対 象 施 設 に 関 する 事 項



Q16.対象の認可外保育施設は、どこで確認できますか？

A16.東京都のホームページでご確認ください。

- (1)検索エンジンで『東京都 認可外保育施設一覧』と検索します。
 (https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/hoiku/ninkagai/ninkagai-ichiran/ninkagai_list.html)
- (2)東京都福祉局のページから認可外保育施設一覧表が PDF ファイルでダウンロードできます。
- (3)PDF ファイルの右から2列目「証明書」の欄に「有」と表示されている施設が助成対象施設です(空欄の施設は助成対象外)。
- * 認可外保育施設一覧は毎月更新されます。
- * 令和7年 7 月1日時点では、八王子市、町田市、港区、文京区、品川区、世田谷区、中野区、荒川区、江戸川区、板橋区、豊島区、葛飾区は各市区で証明書を発行しています。東京都ではなく各市区にご確認ください。
- * 以前、助成対象となることがある施設でも、指導監督基準を満たさなくなり、証明書の返還を求められた場合は、助成対象施設ではなくなります。このため、助成対象施設であるかどうかは、定期的にご確認ください。

対 象 と な る 要 件 に 関 す る 事 項 (8 月 分 まで)

Q17.入園を待機する間とはどの期間ですか？

A17.認可保育園等の申込みを行い、空き待ちをしている不承諾期間中を指します。

入園の申込には有効期間があるため、助成を継続して希望する場合は、入園の申込みを行った後も、申込有効期間(最大6か月)が途切れないよう、再び入園の申込みを行う必要があります。

Q18.空きのある園はどこを見ればいいですか？

A18.申し込む園が 認可保育園等の場合と 認証保育所の場合で異なります。



* 近隣に空きのある園がない場合は、事前にご相談ください。

認可保育園等の場合

入園希望月の前々月末頃に新宿区ホームページ(http://www.city.shinjuku.lg.jp/kodomo/file04_07_00034.html)に、空き状況が掲載されます。

該当する園・クラスの欄の数字が「1」以上であれば空いています。

* **きょうだい同時入園を希望される場合は、全てのお子さんに対して、空きがある必要があります。**

双子のお子さんで、同時同園入園を希望される場合は、「2」以上である必要があります。

* **場合により、空きがない園でも対象になることがあります。事前にお問い合わせください。**

新宿区 保育園・子ども園・保育ルーム等 ○月入園募集見込み数 (クラス別) 一覧						
令和 年 月 日 公開						
【ご注意】						
◆募集見込み数一覧表は、令和 年 月 日の在園状況等をもとに見込んだ数字です。今後、退園等によって新たに空きが生じた場合、見込み数が変わる場合があります。現在空きがなくても、今後空きが発生したときは、申込みをしていれば利用調整により入園内定となる場合があります。						
◆0歳児クラスは園により受入月齢が異なります。						
◆希望園の追加変更は、各月の締切日まで可能です。						
◆一時保育(空き利用型)は、クラス定員に空きがあり、園での受入れが可能な場合にご利用いただけます。ご希望の方は、各園に直接お申し込みください。						
園名(50音順)	0歳クラス	1歳クラス	2歳クラス	3歳クラス	4歳クラス	5歳クラス
○○保育園	0	1	0	1	0	1

認証保育所の場合

新宿区内の認証保育所が対象です。

* **空き状況は、必ず認証保育所へ直接ご確認ください。**

* この助成金を申請いただいた後、区から申請書に記入された園に確認いたします。

Q19.入園を申し込み続けるとはどのような状態ですか？

A19.申し込む園が 認可保育園等の場合と 認証保育所の場合で異なります。

認可保育園等の場合

Q18.にあるとおり、毎月空き状況は変わります。空気がなくなった月は対象外になりますので、申し込み後もご自身でご確認ください。申し込んだ園の空気が無くなった場合は、その月の入園申込締切日までに、空いている園へ申し込みを変更もしくは追加してください。

認可保育園等の入園申込みについては、保育課入園・認定係（電話：03-5273-4527）にお問い合わせください。

* 入園申込には有効期間があります（最大6か月）。継続して助成を受けるには再申込が必要です。

* 4月入園は一次募集と二次募集がありますが、原則、一次募集への申し込みを対象とします。

申込み締切後に転入されたなど、一次募集に間に合わなかった場合は、ご相談ください。

入園希望月	空き状況掲載時期	申込締切日
令和7年4月	令和6年11月末	令和6年12月5日(木)
5月	3月末	4月7日(月)
6月	4月末	5月7日(水)
7月	5月末	6月5日(木)
8月	6月末	7月7日(月)

認証保育園の場合

毎月空き状況を確認し、申し込みをしてください。

* 申請後に、申請書に記入していない認証保育所へ申し込んだ場合は、ご連絡ください。

Q20.申し込んだ認可保育園等・認証保育所の入園内定を辞退した場合、年度中すべて対象外ですか？

A20.辞退した月から8月分まで対象外になります。9月分以降は、再度審査の対象になります。

問合せ先(申請書類の提出先)

新宿区子ども家庭部保育指導課給付係(新宿区役所第一分庁舎7階)

〒160-8484 新宿区歌舞伎町一丁目5番1号 電話:03-5273-4584(直通) FAX:03-3209-2795

7. 申請書記入例

第1新 申請書は子ども1人につき1枚提出してください。

提出日 **令和7年4月10日**

令和7年度新宿区認証保育所・認可外保育施設 保護者負担軽減助成金交付申請書

新宿区認証保育所・認可外保育施設 保護者負担軽減助成金を申請します。助成金は下記口座に振り込んでください。

同意事項 この申請に当たり、次の事項に同意します。

- 1 区が保有する住民情報、課税台帳、児童手当申請書類、保育施設入所申請書類及び施設等利用給付認定申請書類を確認すること。
- 2 児童が在籍する保育施設に対し、在籍状況及び保育料納入状況を確認すること。
- 4 交付決定が取り消しになり、区に返還すべき助成金が生じた場合に、残期分の助成金が存在するときは、これを相殺する方法によって返還すること。
- 3 (認可外保育施設のみ) 認証保育所へ8月までの入園を申し込んだ場合、申し込み状況を確認すること。

確認事項 この申請に当たり、次の事項を確認しました。

- 1 申請する児童は、幼稚園等、他の教育・保育施設に在籍していないこと。
- 2 退所後に再入園又は他の認証保育所(認可外保育施設)に入所した場合や、きょうだいが入所する場合、あるいは新年度になったときには、改めて申請が必要であること。
- 3 税の申告をしていない場合、交付を保留する場合があること。
- 4 (認可外保育施設のみ) 認可保育所等に内定した入園月以降、8月分までは助成対象外となること。

申請者 ※助成金は申請者が口座名義の口座に振り込みます。

住所	〒160-8484 新宿区 歌舞伎町1-4-1 新宿マンション101	ふりがな	しんじゅく たろう
氏名	新宿 太郎	電話	03-1234-5678

申請する児童 ※申請書1枚につき、1人分のみ申請
西暦・和暦のどちらでも結構です。

申請する児童氏名(ふりがな)	申請する児童は
しんじゅく はな	生
新宿 華	令和3年6月1日 第1子

在籍している施設名	(認可外保育施設のみ) 認証保育所に申込みをした場合、その施設名
しんじゅく保育園	かぶきちょう保育園

振込先

金融機関名称	新宿	銀行	支店名	歌舞伎町	本店
		信用金庫			支店
		信用組合			出張所

預金種別	普通	1	2	3	4	5	6	7	※右詰め
------	----	---	---	---	---	---	---	---	------

フリガナ シンジユク タロウ

口座名義 新宿 太郎

※振込口座は申請者名義に限ります。また、ネットバンクの場合、振り込みできない場合があります。

区処理欄 ※記入しないでください。 口座名義人は申請者と同一にしてください。

在籍									
認証									円
認可外									円
入園									円

区処理欄は記入しないでください

8. 提出書類チェックリスト

申請書類の提出の前に確認してください。(このチェックリストの提出は不要です。)

1 申請書

提出が必要な方：申請者全員

子ども一人につき、1枚申請書を記入しましたか

申請者と同じ名義の振込先(銀行口座)を記入しましたか

2 保育の必要性を確認できる書類

提出が必要な方：保育課入園・認定係へ提出していない方

育児休業の取扱い

申請する児童にかかる育児休業期間中は、その児童について「保育の必要性」はなしの取扱いとなります。

3 税額確認書類

提出が必要な方：5ページを確認してください。

4 保育受託証明書

提出が必要な方：認可外保育施設を利用している方で、保育課入園・認定係へ提出していない方

発行から6か月以内の証明書を準備しましたか

保育課入園・認定係へ提出している場合でも、発行から6か月経過後は再提出を求めます。